○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の真下紀子です。

私は、日本共産党道議団を代表して、ただいま提案されました補正予算案について、以下、知事に伺います。

初めに、災害援護資金貸付金の活用についてです。

災害援護資金貸付金の１億6000万円が提案されています。

住居の全壊、半壊、家財の３分の１以上の損害等が生じた世帯に150万円から350万円を貸し付けする事業ですが、貸付利率が年３％と、市場金利よりもはるかに高いため、利用をためらう実態があるとお聞きしております。

現在は、金利が法で定められておりますが、来年４月から、市町村の条例により、金利を変更できることとなっています。そのため、ことし９月６日の災害には適用されません。

現行の利率は、市町村の事務費負担に充てると位置づけており、条例による引き下げは、本来、国が負担すべき事務費負担を被災自治体に押しつけることになり、復興の障害をふやすことにつながります。本来は、国が、事務費に充てる財源を負担すべきです。

しかしながら、今回は、これだけ甚大な被害となっていることから、この制度の活用を図るため、道として、金利を補塡するなど、対策を講じるべきではないかと考えますが、何らかの措置を検討するお考えはないのか、見解を伺います。

次に、被災住宅への支援についてです。

地震による住家の被害は、厚真町、安平町、むかわ町の３町を中心に、全道にわたって発生しました。国の支援事業では、全壊、半壊の支援にとどまり、住家被害全体の約83％、11月26日時点で9487件に上る一部損壊は、支援の対象外となっています。

10月22日、被災された厚真町、安平町、むかわ町の、私ども日本共産党の地元町議らから、道に対して支援要請を行った際、国交省の住宅・建築物安全ストック形成事業が活用できる旨の説明がありました。また、市町村の住宅リフォーム事業などを活用した支援も可能だと承知しております。

雪も降り始めた中、復旧に心を寄せた支援策として、こうした既存事業の活用も含めて、一部損壊住宅への支援を強化すべきと考えますが、道としてどのように取り組むのか、伺います。

次に、生活家電応急貸与事業費補助金の対象拡大についてです。

洗濯機、冷蔵庫、テレビは、今や日常生活を営むために必須な家財となっているにもかかわらず、災害救助法の対象外となっています。地元住民から、道に対し、支援が強く求められてきたもので、私たち道議団も強く要望してまいりました。

有珠山噴火災害を踏まえ、2000年の第４回定例会で、我が党の山根泰子議員が、被災者に対する個人補償について質問して以来、18年の歳月を経て、ようやく、本日、3788万円の予算措置が提案され、地元からも大変歓迎されております。

世帯状況や家族数に合わせて、きめ細かい対応が必要と考えますが、どのように対応するのか。

私は、時代の要請からも、災害救助法による適用を行うよう国に強く求め、実現させていくことが、このたびの災害を経験した北海道としての重要な役割と考えます。知事はどのように取り組むのか、あわせて伺います。

次に、経営体育成支援事業についてです。

被災農業者向け経営体育成支援事業費、42億4000万円が提案されました。この提案も、被災農家からの強い要望に応えたもので、歓迎されております。

一方で、２年前の豪雨災害と同様に、上置きの条件として、復旧費用が600万円以上かつ農業収入の３割以上と設定されたことから、この対象とならない農業者も想定され、実際に、支援の要請も来ています。

今回は、台風に加え、地震による２重の被害となっていることを契機に、要件緩和を検討するなど、道自身の補助対象の拡大を図るべきではないかと考えますが、見解を伺います。

最後に、商工業への復興支援等についてです。

経験したことのない大規模で長時間にわたる大停電による、中小零細企業など商工業における被害額は約136億円に、売り上げや出荷の影響額は約1318億円に上ることが経済部の調査で明らかになりました。

また、北商連の調査では、サービス、飲食、小売、建設の業種で、いまだに客足や売り上げに影響が続き、原材料や家賃の支払いにも支障を来す事業者もいることがわかりました。

にもかかわらず、今回の対策では、被災した中小企業等の事業再建や事業継続に向けた取り組みへの支援に1875万円しか計上されていません。これでどうして被災者支援と言えるのか、甚だ疑問に思うところです。

まさに、北海道経済の基盤である中小企業への支援として、これで十分だと知事は胸を張れるのでしょうか。

道として、中小企業の損害状況を具体的に把握し、実効ある支援を早期に実施すべきではありませんか。見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君　知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、災害援護資金貸付金についてでありますが、この貸付金は、利率などの貸付条件が災害弔慰金の支給等に関する法律で規定され、道では、これまでも、金利負担の軽減などについて国に要望してきたところであり、来年度からは、市町村が条例で金利を定めることができることとされたところであります。

被災された方々への支援は、被害からの復興に際し、重要な対策であり、本貸付金はもとより、社会福祉協議会による生活福祉資金、生活再建支援法による支援金、義援金や寄附金による支援など、関係団体、被災した市や町と連携し、実態に応じた重層的な生活支援を迅速かつ的確に進めてまいる考えであります。

次に、被災住宅への支援についてでありますが、今回の胆振東部地震により被災した住宅については、復旧工事とあわせて行う耐震性を向上させる工事には、補助制度の活用が可能な場合もあり、道では、こうした取り扱いについて市町村に周知するとともに、特に被害の大きい厚真町、安平町、むかわ町において、建築関係団体等と連携した無料相談会を延べ20回開催し、被災者の方々の求めに応じて、補助制度の内容を説明するなど、被災住宅の復旧を支援いたしているところであります。

多くの市町村では、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用するなどして、住宅の耐震改修やリフォームに対する補助を行っており、道におきましても、市町村と協調し、住宅の耐震改修に対する補助を行うとともに、補助制度を設けていない市町村に対しては、制度創設を働きかけるなど、引き続き、安全、安心の確保に向け、取り組みを進めてまいります。

次に、生活家電についてでありますが、災害救助法では、被災者の方々に対し、被服や寝具、炊事用具等を提供できることとされておりますが、洗濯機、冷蔵庫、テレビといった生活家電は、その対象となっていないところであります。

道といたしましては、これらの生活家電は、現在の一般家庭の生活水準や衛生面等を考慮すると、欠かすことのできない生活用品でありますことから、世帯の実情に応じて、必要な家電を提供することができるよう、被災３町に支援をする考えであります。

また、これらの生活家電については、これまでも、災害救助法の対象品目となるよう国に要望してきたところであり、今後とも、被災者の方々の視点に立って、働きかけを強めてまいります。

次に、被災農家への支援などについてでありますが、このたびの地震などにより、農業施設・機械に大きな被害が発生したことから、営農再開に向けては、その復旧が急がれるところであります。

このため、道といたしましては、国の被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、市町村による補助などを受けて、復旧に取り組む農業者を対象に支援していくこととしたところであります。

このような中、特に、地震及び台風21号による被害が発生した市町村では、経営への影響が大変大きいため、営農再開に支障を来す方もおられることから、こうした方々の負担を軽減し、経営継続を図っていくことが何よりも重要と考え、国の支援に加え、道独自の上置き措置を講じることとしたところであり、引き続き、市町村とも十分に連携をしながら、来年の営農に向けて、きめ細やかな営農指導を行うなど、復旧、復興にしっかり取り組んでまいります。

最後に、被災中小企業への支援についてでありますが、北海道胆振東部地震では、全道域で多くの中小企業が被災し、とりわけ、厚真町、安平町及びむかわ町では、事業活動に甚大な影響を受けており、道では、さきに予算措置した信用保証料補助制度や、３町の特産品等の消費拡大に向けた取り組みに加え、支援施策の説明会や個別相談会を開催するなど、被災中小企業に対する支援に努めてきているところであります。

今回提案を申し上げた事業は、激甚災害法の局激に指定された３町を対象に、設備導入や店舗改装などを目的とした、国の支援制度を活用する小規模事業者に対し、負担する経費の一部を補助することにより、事業の再建や継続を支援するものであります。

道といたしましては、国や中小企業総合支援センターとともに、企業を訪問し、個々のニーズを踏まえたきめ細やかな支援を行うなど、被災した中小企業の早期の復旧、復興に向け、取り組んでまいる考えであります。

以上であります。